

深刻な医師不足の解消を求める意見書

自治体病院は、**今日**まで地域医療の中核として、救急医療・高度医療・小児医療等々住民の多様な医療需要に対し、重要な役割を果たしてきた。

平成16年4月から実施された臨床研修制度の影響を受け、以前から厳しい状況にあった特定の地域や、小児科・産科・神経科といった特定な診療科における医師不足が顕著となり、自治体病院の運営は深刻な事態となっている。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は医師確保に向けて懸命の努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保継続が危惧されているところである。

よって、国及び県におかれては、地域における医師不足を解消し、医療提供体制の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医師の地域偏在と診療科ごとの偏在の是正を図るため、医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保するための措置を講ずること。
- 2 勤務医の負担軽減策を講ずるとともに、女性医師の継続的就労が可能な労働環境の整備を図ること。
- 3 医療訴訟が増加している中で、医療事故、紛争対応システムを整備すること。
- 4 地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や、医学部に「専門講座」等を設けるとともに十分な財政措置を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

蒲 郡 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
愛知県知事

）あて